

令和元年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会次第

日時 令和2年(2020年)1月31日(金)

14時15分から14時45分まで

場所 ホテル信濃路2階 黒姫

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 報告事項

ア 特定調達契約及び苦情受付・処理の状況

イ 長野県政府調達苦情検討委員会の附属機関化

4 その他

5 閉 会

資料一覧表

- 特定調達契約及び苦情受付・処理の状況 . . .

資料1

 (P 1)

- 長野県政府調達苦情検討委員会の附属機関化 . . .

資料2-1

 (P 2)

- 長野県政府調達苦情検討委員会の設置に関するこれまでの経過 . . .

資料2-2

 (P 3)

令和元年度第1回政府調達苦情検討委員会（1月31日（金）開催）

長野県政府調達苦情検討委員会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏名	経歴・役職等	備考
うす 井 みつ あき 碓 井 光 明	東京大学名誉教授	出席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出席
ほり こし みち よせ 堀 越 倫 世	税理士	出席
やなぎ さわ しゅう じ 柳 澤 修 嗣	弁護士	出席
よし の よう いち 吉 野 よう 一	一般財団法人首都高速道路協会理事	出席
わた なべ ひさみ 渡 辺 ひさみ	中小企業診断士	出席

（全員出席予定）

（任期3年、平成29年9月1日から令和2年8月31日まで）

特定調達契約及び苦情受付・処理の状況

1 特定調達契約の状況

(1) 特定調達契約の内容

契約の種類		基準額(予定価格)	
		H30.4.1~R2.3.31	R2.4.1~R4.3.31
物品等		3,000万円	3,000万円
特定 役務 ※	建設工事	22億9,000万円	23億円
	建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	2億2,000万円	2億3,000万円
	上記以外	3,000万円	3,000万円

※ 特定役務：改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス若しくは付表6に掲げる建設サービス又は日欧協定の附属書十第二編第B節5(b)に掲げるサービスに係る役務

(2) 対象機関における令和元年(H31.1.1~R1.12.31)特定調達契約締結状況

【上段:件数 下段:金額(千円)】

機 関	物品等		特定役務						合 計
			建設工事		技術的サービス		左記以外		
	一般競争入札	随意契約	一般競争入札	随意契約	一般競争入札	随意契約	一般競争入札	随意契約	
長野県	41 5,832,064	1 116,160	—	—	—	—	11 590,170	13 661,883	66 7,200,277
長野県立 病院機構	3 195,704	—	—	—	—	—	—	—	3 195,704
長野県立 大学	該当なし								

2 苦情受付・処理の状況

(1) 苦情申立て

申立てができる者	申 立 て 範 囲
供給者(物品等又は特定役務の提供を行った者及び行うことが可能であった者)	政府調達に関する協定等に違反する形で調達が行われたと判断した場合の調達手続

(2) 苦情受付・処理の状況(H8~R1)

苦情申立て受付	うち申立て受理	うち申立て認容
0件	—	—

長野県政府調達苦情検討委員会の附属機関化

1 概要

長野県政府調達苦情検討委員会の設置根拠を、これまでの「長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱」から「長野県附属機関条例」へ変更し、附属機関化する予定。

これに伴い、長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱に代え、新たに「長野県政府調達苦情検討委員会組織運営要綱」を定める。

2 附属機関化に至る経過（当委員会の設置に関するこれまでの経過は資料 2-2 参照）

- (1) 昨年度より、「しごと改革」の観点から、全庁を挙げて審議会等の見直しを開始した。
- (2) この中で、設置根拠を要綱等としている会議体のうち、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき、附属機関とすることが適切な会議体は、その根拠を条例に変更することも検討の対象となった。

【参考】地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。・・・(略)

- (3) これまで当委員会における苦情受付の実績は無いものの、他県の動向や対象となる機関を新たに追加したことにより、今後、苦情の発生が想定されることから、苦情処理を行う機関としての位置付けを明確化するため、附属機関とすることが適切と判断した。
- (4) そのため、附属機関ごとの条例を整理統合するために、令和 2 年 2 月県議会に新設条例として上程を予定している長野県附属機関条例に、当県の附属機関の一つとして当委員会を加えたい考え。

3 附属機関化による効果

条例を設置根拠とすることで、苦情処理機関としての位置付けを明確化する。
なお、委員会の職務に変更なし。

4 附属機関化の時期

長野県附属機関条例の施行日。
なお、同日に長野県政府調達苦情検討委員会組織運営要綱を施行予定。

長野県政府調達苦情検討委員会の設置に関するこれまでの経過

時 期	内 容
H8.1.1	政府調達に関する協定を都道府県に拡大して改正・発効。
H8.4.1	長野県政府調達苦情検討委員会（以下、委員会）委員委嘱。
H8.5.9	長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱（以下、要綱）及び長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続（以下、処理手続）施行。
H8.5.16	第1回委員会開催（以降、H12まで年1回計5回開催）。
H14.4.1～	苦情申立てがあればその都度委員を委嘱することとし、以後、委員を委嘱せず。
H25.11	休眠状態中であった委員会の常設化検討開始。 → 委員会の職務内容を踏まえると、地方自治法第138条の4第3項の附属機関に当たると判断。契約に関する条例に基づき附属機関として設置検討中の契約審議会の任務とする方向で調整。
H26.4.1	長野県の契約に関する条例（以下、条例）施行。
H26.7.15	条例を設置根拠とする附属機関である長野県契約審議会（以下、審議会）発足。H26第1回審議会開催。審議会の下に置く説明請求審査部会（以下、部会）の任務として「政府調達に関する説明請求に係る審議」を盛り込む。 → 以降、総務省から各都道府県に対し、政府調達に係る苦情の処理手続の整備を求めた通知とともに示された委員会に関する諸規定のひな形を参考に、規定整備作業を開始。
H26.9.19	総務省から示された諸規定のひな形が想定している委員会が、附属機関に該当するか総務省に照会。「附属機関に該当しない」との回答。 → その後の庁内検討の結果、審議会（部会）の任務とすることは困難と判断。独立の委員会とする方向で調整。 ※ なお、H30.11に再度同様の照会をしたところ結論に変更はないが、補足として「委員会を条例に基づく附属機関として設置することは各自治体の判断により可能」との回答あり。
H27.9.14	H27第2回審議会開催。部会の任務から「政府調達に関する説明請求に係る審議」を除外。
H28.2.8	H27第4回審議会開催。委員会の組織・運営、苦情処理手続の内容について報告。
H28.6.13	委員会委員委嘱。H28第1回委員会開催。